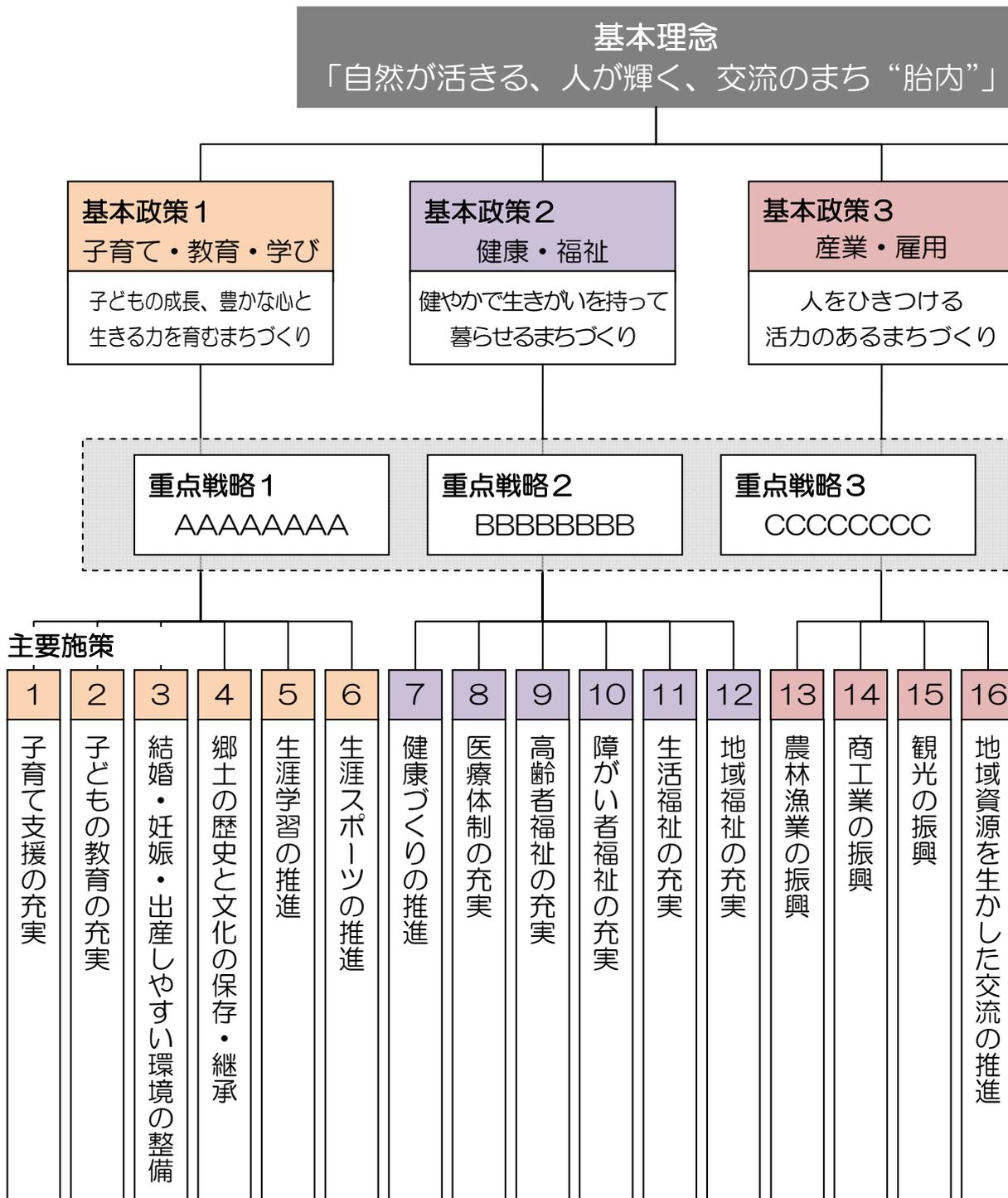


Ⅲ 基本計画

(作成イメージ)

- 1 計画の全体像**
- 2 重点戦略**
- 3 主要施策**

1 計画の全体像（仮）



3つの
基本方針

市民主体

選択と
集中

未来への
投資

基本政策4
生活基盤
まちの成長を支える
しなやかな基盤づくり

基本政策5
自治体経営
協働によるまちづくり

重点戦略4
DDDDDDDD

重点戦略5
EEEEEEEE

重点戦略6
FFFFFFFF

- | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|------------------|------------|---------------|-----------------|------------|-------------|---------|--------------|---------------|-------------|----------------|-----------|
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 自然環境の保全 | 生活環境の確保 | 再生可能エネルギー等の導入・推進 | 快適な生活空間の整備 | 利便性の高い地域交通の充実 | 安定した水供給と適正な排水処理 | 災害に強いまちづくり | 安全・安心の地域づくり | 市民協働の推進 | 協働・交流を促す情報発信 | 人権尊重の社会づくりの推進 | 男女共同参画社会の実現 | 時代に合わせた適切な行政運営 | 財政の健全性の確保 |

基本構想

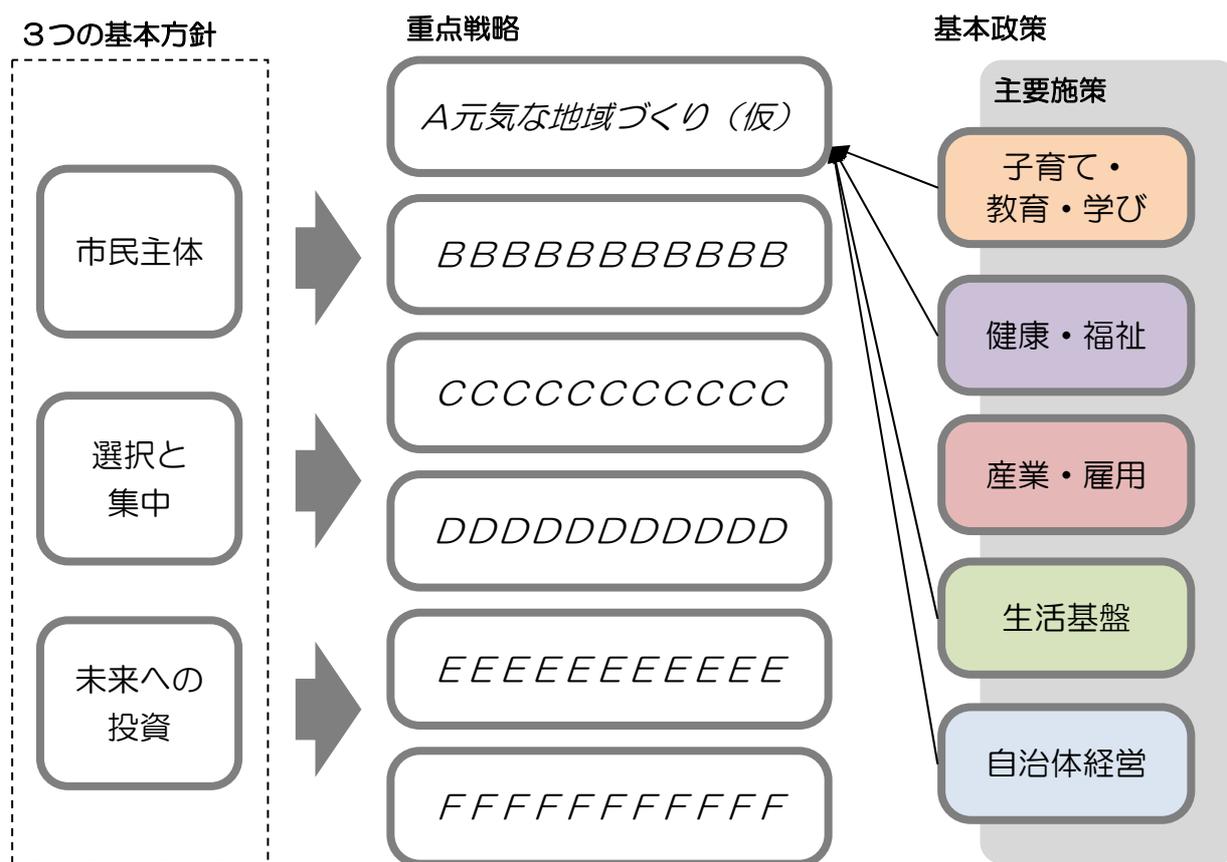
基本計画

2 重点戦略

基本計画では、「基本政策」の枠組みに従って「主要施策」を定め、その方向性を記載します。もちろんどれも必要な取組となりますが、全ての施策に同じだけ人材や予算を投入することはできません。また、既に教育分野や福祉分野、行財政分野など複数の分野で地域と協働の取組が進められているように、基本政策（分野）を横断して推進すべき内容も存在します。

そこで、今やらなければならない特に重要な取組や波及効果が高いと思われる分野横断的な取組を「重点戦略」と位置付けて、この5年間に特に集中して取り組むこととします。

本計画では、「基本方針」である「市民主体」「選択と集中」「未来への投資」という3つの視点から「主要施策」を確認し、浮かび上がってきた以下の●つを「重点戦略」に定め、それぞれの内容について基本的な方向性、市および市民の役割を示します。



※A～Fの6項目は仮に並べたもので、今後この数自体増減があり得る

2-1 元気な地域づくり（仮）

（1）戦略の方向性（イメージ）

- ◇ 行政の代わりやお手伝いではなく、自分がやりたい分野・得意な分野で地域づくりを頑張る地域・市民を行政が応援し、市民が持てる力を発揮して自分らしく輝くことができ、それが結果として地域の元気につながるような好循環が生まれるまちを目指します。
- ◇ 自治会等の既存の地縁組織だけでなく、趣味や世代、特定の集い場を通じてつながる多様な人々が重層的に活動を展開しているような確かな地域力のあるまちを目指します。

（2）主な取組（イメージ）

① 活動のきっかけづくり

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none">● 様々な分野をカバーする柔軟で分かりやすい支援体制（制度、窓口）の検討● 地域の活動団体・優良事例のデータベース（人材バンク）の構築等
市民の 役割	<ul style="list-style-type: none">● 様々な活動に積極的に参加● 自分達の活動内容を積極的に発信

② 活動の拠点づくり

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none">● 市民活動の拠点づくりやその支援● 公共空間の活用促進等の側面支援
市民の 役割	<ul style="list-style-type: none">● 地域の資源を活用した活動の拠点づくり● マーケット等の小さなチャレンジできる場の企画・開催

③ ネットワークづくり

行政の 役割	<ul style="list-style-type: none">● 交流会や女性会議・若者会議等の機会の提供
市民の 役割	<ul style="list-style-type: none">● 活動の輪を広げる積極的な交流

3 主要施策

「基本政策」の枠組みに従って合計30の「主要施策」を定めます。

「主要施策」は、概ね行政が扱う分野に対応しており、以下の内容を記載しています。

【主要施策名称】
1～30までの施策番号と施策の名称を示しています。

【目指すまちの姿】
各主要施策により実現すべき 10 年後のまちの姿を文章で示しています。(基本政策に掲げる 10 年後のまちの姿を分解した内容です)

25 市民協働の推進（作成例）

(1) 目指すまちの姿

- ✦ 「市政が変わった」と感じ、積極的に意見を言おう、市政に協力しようという市民が増え、こうした方々と行政が対等な立場でまちづくりに取り組んでいる。
- ✦ まちづくりへの参画、地域への貢献が特別なものではなく、地域の課題を地域住民が協力して解決にあたる事例が増えている。

(2) 現状と課題

これまでの取組	主な課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 各種計画の策定にあたっては、委員会への公参委員の設置、パブリックコメントの実施、地区懇談会の開催などの取組を進めている。 ● 区長会や町内会を通じて行政情報の提供や地域の意見集約を行っている。 ● 有志市民による地域活性化活動や自治会・町内会等によるコミュニティ活動、集会所の新築や改修等に対する事業費の補助（に関する助言）を行っているほか、こうした取組を始めようとする市民に対する講習会を開催して支援制度等の啓発を図っている。 ● 「市内安全・安心なまちづくり条例（平成 19 年度策定）」に基づき、集落、自治会と市が協働で地域の防犯対策等に取り組んでいる。 ● NPO法人の認証手続きや申請の支援を行っているほか、平成 27 年度より上記手続きが県から移管されるのに先立って、「NPOと行政職員のための協働アクションセミナー」を開催して協働のきっかけづくりに取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第2次胎内市総合計画」策定に向けた市民アンケートでは、市民の意見や要望が現在の市政に「反映されている」と答えた人は 17.8%ととても少ない。 ● より多くの市民の声を行政に反映し、市民の信頼を回復することが求められている。 ● 「第2次胎内市総合計画」策定に向けた市民アンケートでは、行政の会議等に参加、市民同士の話し合い、自治会やNPO等の市民活動等に「積極的に参加したい」と答えた人は 4.3%、「求められれば参加したい」という人とあわせても 35.9%とやや少なくなっている。 ● 地域活性化活動やコミュニティ活動に取り組む団体からは人材不足、活動資金不足、協働のパートナー不足が課題としてあげられている。 ● 活発に活動する団体に対する支援と裾野の拡大が求められている。

(参考) 成果指標 ～現状と目指すまちの姿の比較

指標名	説明	現状 (平成 28 年度)	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)

【現状と課題】
当該分野におけるこれまでの取組と主な課題を整理しています。

【成果指標】
目指すまちの姿と現状との開きを比較し、5 年後、10 年後の目標数値を示す指標です。

【施策展開の方針】

目指すまちの姿を実現するために、各主要施策ではおおよそどのようなことに取り組んでいくのかを示しています。

【基本政策名称】

基本構想で定める5つの政策の柱のうち各主要施策がどこに含まれるかを示しています。

基本政策5 自治体経営 ～協働によるまちづくり～

(3) 施策展開の方針

- ◇ 施策・事業の立案、実施、評価の各段階において、市民や地域、企業、行政等が適切な役割分担で取り組む体制を構築します。
- ◇ 自ら汗をかいて地域の課題解決を目指す市民を応援する制度や体制を構築します。
- ◇ こうした仕組みづくりとあわせて、市政情報の公開や講習会の開催など行政を身近に感じられるような環境づくりに取り組みます。

(4) 施策の内容

① 市民参画の機会の拡充

- ◇ 忙しい市民、市政に関心のあまりない市民が日常的に行政情報に触れることができるような仕組みを検討するとともに、地区懇談会の定例化、市政モニターや「市長とふれあいトーク」の実施など気軽に行政に意見や要望を提出する機会を増やします。
- ◇ 市民の意見や要望を適切に市政に反映する体制の構築に向けて庁内の調整を進めるとともに、寄せられた意見や要望の対応状況を公開する新たな仕組み等の導入を検討します。

② 地域自治の推進

- ◇ 市民が実施する地域活性化活動やコミュニティ活動への支援を継続しながら、ふるさと納税等を活用した財源の拡充や自主財源の確保に向けたアドバイスに取り組み、既存の活動団体が自立的・継続的に活動ができる環境づくりを進めます。
- ◇ 人口減少や高齢化、自治会加入率の低下等による地域の担い手不足に対して、身近な地域課題への対応をきっかけにした新たな人材の育成や、市民が気軽に立ち寄れる活動拠点の提供や周知などの支援を行います。

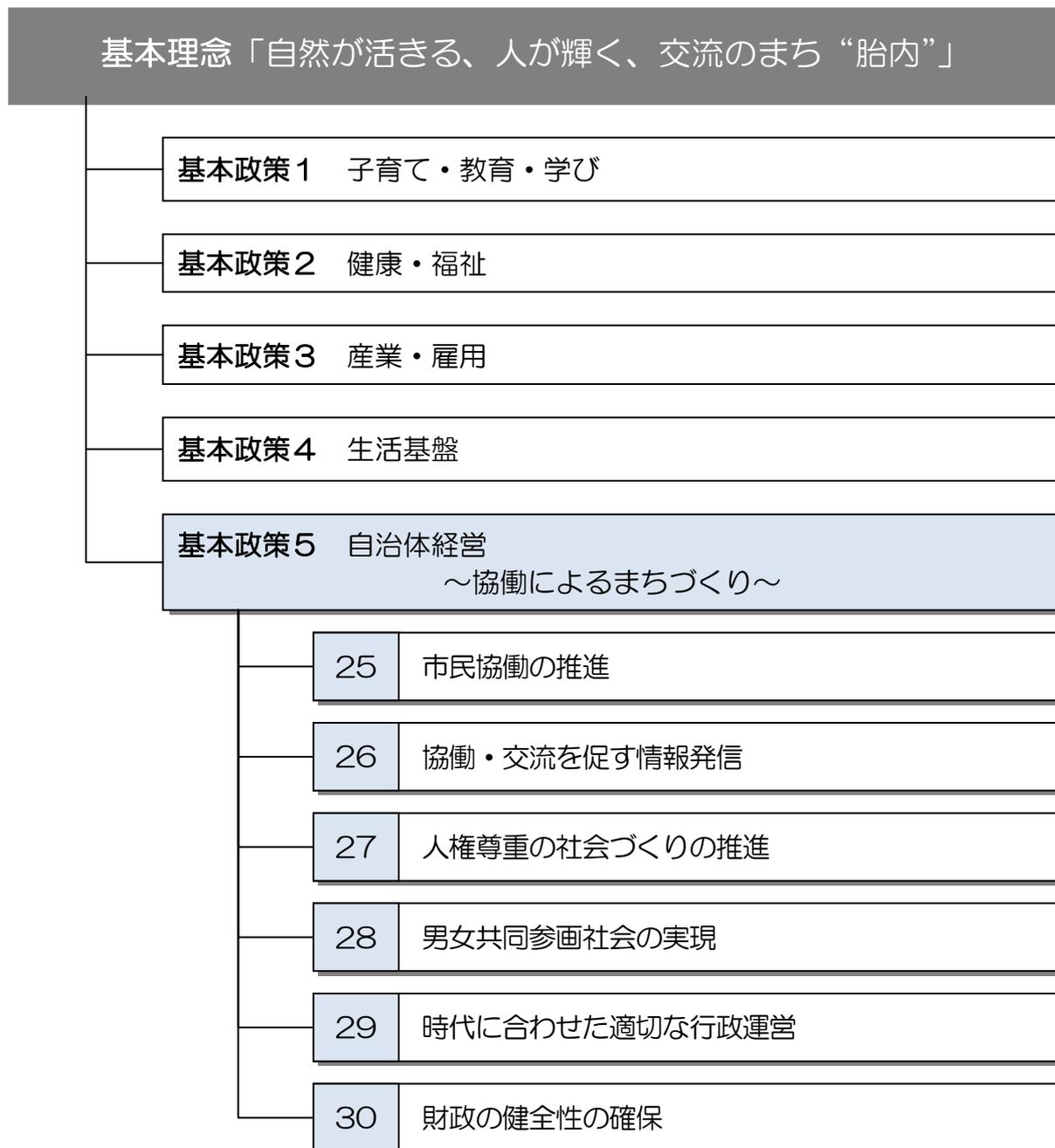
③ 協働の仕組みづくり

- ◇ 地域独自の計画づくりなど地域で自立的な活動を展開するためのステップを整理し、他地域のモデルとなる意欲の高い地域との実践を通じて、ステップの精査と必要な支援の制度化を図ります。
- ◇ 地域の人材育成や活動団体同士の関係づくりにつながる交流会や研修会の開催、活動内容の情報発信の支援、その他市民と行政の顔の見える関係づくりなど既存の活動団体に対するフォローアップに取り組みます。
- ◇ こうした一連の取組や行政および市民の責務などを定めた条例（まちづくり基本条例）の策定を検討します。
- ◇ 市民だけでなく、NPOや企業、地域おこし協力隊等の外部の団体・個人との協働を推進する企画・渉外窓口の設置を検討します。

【施策の内容】

施策展開の方針に従って、この10年間に市が具体的に取り組む施策の概要を示しています。

基本政策 5 自治体運営



※基本政策ごとに挟まる扉ページ

25 市民協働の推進（作成イメージ）

（1）目指すまちの姿（イメージ）

- ◇ 「市政が変わった」と感じ、積極的に意見を言おう、市政に協力しようという市民が増え、こうした方々と行政が対等な立場でまちづくりに取り組んでいる。
- ◇ まちづくりへの参画、地域への貢献が特別なものではなく、地域の課題を地域住民が協力して解決にあたる事例が増えている。

（2）現状と課題（イメージ）

これまでの取組	主な課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 各種計画の策定にあたっては、委員会への公募委員の設置、パブリックコメントの実施、地区懇談会の開催などの取組を進めている。 ● 区長会や町内会を通じて行政情報の提供や地域の意見集約を行っている。 ● 有志市民による地域活性化活動や自治会・町内会等によるコミュニティ活動、集会所の新築や改修等に対する事業費の補助（に関する助言）を行っているほか、こうした取組を始めようとする市民に対する講習会を開催して支援制度等の啓発を図っている。 ● 「胎内市安全・安心なまちづくり条例（平成 19 年度策定）」に基づき、集落、自治会と市が協働で地域の防犯対策等に取り組んでいる。 ● NPO 法人の認証手続きや申請の支援を行っているほか、平成 27 年度より上記手続きが県から移管されるのに先立って、「NPO と行政職員のための協働アクションセミナー」を開催して協働のきっかけづくりに取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第2次胎内市総合計画」策定に向けた市民アンケートでは、市民の意見や要望が現在の市政に「反映されている」と答えた人は 17.8%と少ない。 ● より多くの市民の声を行政に反映し、市民の信頼を回復することが求められている。 ● 「第2次胎内市総合計画」策定に向けた市民アンケートでは、行政の会議等に参加、市民同士の話し合い、自治会やNPO等の市民活動等に「積極的に参加したい」と答えた人は 4.3%、「求められれば参加したい」という人とあわせても 35.9%とやや少なくなっている。 ● 地域活性化活動やコミュニティ活動に取り組む団体からは人材不足、活動資金不足、協働のパートナー不足が課題としてあげられている。 ● 活発に活動する団体に対する支援と裾野の拡大が求められている。

（参考）成果指標 ～現状と目指すまちの姿の比較

指標名	説明	現状 (平成 28 年度)	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)

(3) 施策展開の方針（イメージ）

- ◇ 施策・事業の立案、実施、評価の各段階において、市民や地域、企業、行政等が適切な役割分担で取り組む体制を構築します。
- ◇ 自ら汗をかいて地域の課題解決を目指す市民を応援する制度や体制を構築します。
- ◇ こうした仕組みづくりとあわせて、市政情報の公開や講習会の開催など行政を身近に感じられるような環境づくりに取り組みます。

(4) 施策の内容（イメージ）

① 市民参画の機会の拡充

- ◇ 忙しい市民、市政に関心のあまりない市民が日常的に行政情報に触れることができるような仕組みを検討するとともに、地区懇談会の定例化、市政モニターや「市長とふれあいトーク」の実施など気軽に行政に意見や要望を提出する機会を増やします。
- ◇ 市民の意見や要望を適切に市政に反映する体制の構築に向けて庁内の調整を進めるとともに、寄せられた意見や要望の対応状況を公開する新たな仕組み等の導入を検討します。

② 地域自治の推進

- ◇ 市民が実施する地域活性化活動やコミュニティ活動への支援を継続しながら、ふるさと納税等を活用した財源の拡充や自主財源の確保に向けたアドバイスに取り組み、既存の活動団体が自立的・継続的に活動ができる環境づくりを進めます。
- ◇ 人口減少や高齢化、自治会加入率の低下等による地域の担い手不足に対して、身近な地域課題への対応をきっかけにした新たな人材の育成や、市民が気軽に立ち寄れる活動拠点の提供や周知などの支援を行います。

③ 協働の仕組みづくり

- ◇ 地域独自の計画づくりなど地域で自立的な活動を展開するためのステップを整理し、他地域のモデルとなる意欲の高い地域との実践を通じて、ステップの精査と必要な支援の制度化を図ります。
- ◇ 地域の人材育成や活動団体同士の関係づくりにつながる交流会や研修会の開催、活動内容の情報発信の支援、その他市民と行政の顔の見える関係づくりなど既存の活動団体に対するフォローアップに取り組みます。
- ◇ こうした一連の取組や行政および市民の責務などを定めた条例（まちづくり基本条例）の策定を検討します。
- ◇ 市民だけでなく、NPOや企業、地域おこし協力隊等の外部の団体・個人との協働を推進する企画・渉外窓口の設置を検討します。